

長野県における第 14 次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

長野労働局

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定されてきた。長野労働局（以下「長野局」という。）は、これを踏まえ推進計画を策定し、長野県内における労働災害防止を推進してきた。その結果、県内の安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、労働災害⁽¹⁾による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は、毎年20人前後に上るなど、今なお毎年多くの尊い命が失われている。また、労働災害による休業4日以上⁽²⁾の死傷者の数（以下「死傷者数」という。）は、2009年を最少とし、その後中期的に増加傾向に転じており、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者は今後も着実に増加していく見込みである。

職場における労働者の健康に関しては、メンタルヘルスや過重労働、治療と仕事の両立支援、化学物質の自律的管理への対応など多様化しており、また、上記労働災害統計に計上されない石綿によるがん等の遅発性の健康障害が発生している。

こうした状況を重く受け止め、1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、厚生労働省（以下「本省」という。）の「第14次労働災害防止計画」にも呼応しつつ、県内の実情を踏まえ、2023年度を初年度として、5年間にわたり長野局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「長野県における第14次労働災害防止推進計画」を、ここに策定する。

（1）新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く。以下同じ。

1 計画の期間、評価等

（1）計画が目指す社会

一人の被災者も出さないという基本理念の下、事業者や労働者に限らず、様々な関係者が安全衛生の重要性を認識し、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、誰もが安全で健康に働くことができる社会を実現しなければならない。

（2）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

長野局、事業者、労働者、注文者等が一丸となって取り組むとともに、消費者やサービス利用者等が事業場で行う安全衛生対策及びそのコストの必要性等を理解することの促進も通じて、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が評価される社会環境の醸成を図り、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、別紙の各指標について計画期間内に達成することを目指す。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、長野地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡者数は、長期的に大きく減少してきたが、2012年の13人を最少とし、ここ10年間下げ止まっており、5年スパンの死亡者数の減少幅も鈍化している。(図1, 2)

直近5か年の85人(前期89人)のうち、建設業が24人(前期31人)と最も多く、次いで製造業が15人(前期13人)であり、5年スパンで見ると製造業は2期連続で増加した。また、林業は、県内でも直近5年で死亡者数が4人(前期7人)に上っており、国内の他業種や海外的林業と比べて労働災害発生率が高い。(図2・表2)

各業種を労働災害の種類別にみると、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

災害発生内容を見ると、法令事項を含む基本的な安全措置を怠ったとみられるものが多くを占めることから、対策の推進に当たっては、基本的な安全措置の徹底を図るとともに、そのためにも、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置(以下「リスクアセスメントに基づく取組」という。)の実施を図ることが重要である。

その他、県内において索道業(スキー場)、農業等の死亡災害の散見される業種の対策推進も必要である。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、いわゆるリーマンショックの翌年である2009年以降、中期的に増加傾向となっており、2022年は直近21年間で最多となった。(図3)

事故の型別に見ると、「転倒」(31.6%)、「動作の反動、無理な動作」(13.6%)が労働災害全体の約45割を占めており、いずれも長期的に増加傾向となっている。業種別には、例えば小売業、社会福祉施設において、これら2種の災害が占める割合は、5割を超えており、作業行動に起因する労働災害の割合が高い。また、これら業種における労働災害の発生率や重篤度は低くない。(図4)

被災者の年齢層別に見ると、60歳以上の労働者の休業4日以上死傷者数及びそれが全年齢の労働災害に占める割合は、中長期的に増加傾向であり、2022年には735人、32.0%に達している。高年齢労働者は、若年層に比べ、災害発生率が高く、被災した場合の休業期間も長く、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりの重要性が増している。(図5)

業種(中分類)別に見ると、小売業(全産業に占める構成比13.0%)、食料品製造業(同10.1%)、社会福祉施設(同8.8%)、道路貨物運送業(同8.4%)の順に多く、これら4業種で全体の約4割を占め、ここ10年間程度又はそれ以前から、重点業種として取り組んだものの、災害件数は逆に増加する結果となった。(図6)

ノウハウの蓄積されていない作業行動に起因する労働災害の防止のため小売業や介護施設を中心に効果的・効率的な方策の発掘を進める等、新たな切り口を含め、特に災害増加が長期的に続く転倒等の作業行動に起因する災害、高年齢労働者の災害及び小売業や介護施設等での災害について、これらそれぞれ及び総合的に中長期的に対策の強化が必要である。また、物流に関してコロナ禍における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等があったが、この状況が続くか否かにかかわらず、製造業や建設業よりも災害発生率の優に高い道路貨物運送業について対策の強化が必要である。

なお、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数は、集計開始以降5年連続で増加(2022年は過去最多の97人)しており、対策の更なる推進が必要である。

この他、長野県において相当数発生している冬季特有の労働災害(以下「冬季労働災害」という。)の防止を推進するとともに、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、農業、索道業など県内において労働災害の増加し、あるいは労働災害の散見される業種に対する対策を推進する必要がある。

(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関連

2022年度分の安全衛生計画書によると、県内においてメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、8項目⁽²⁾のうち4項目以上及び1項目以上が、それぞれ、労働者数50人以上の事業場では78.9%及び97.8%である。一方、労働者数30~49人未満の小規模事業場は、それぞれ47.0%及び79.5%となっており、過去の推移と比較すると、特に小規模な事業場において、取組率が低だけでなく、上昇幅も小さい。また、本省の2021年の労働安全衛生調査(実態調査)によれば、労働者数10~29人未満の小規模事業場のメンタルヘルス対策取組率は、49.6%にとどまっている。(図7)

また、精神障害等による認定件数は全国的には増加傾向にある。さらに、「勤務問題」を原因の1つとして自殺したとみられる自殺者の数は、県内で毎年50人前後で推移している。

引き続き、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を重点事項とし、法令の徹底はもとより、小規模事業場を中心に指導・啓発を図る必要がある。

なお、労働者数 50 人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、本省の 2021 年の労働安全衛生調査（実態調査）によれば、該当する労働者がいない（44.0%）、取組方が分からない（33.8%）、専門スタッフがいない（26.3%）となっており、これらを踏まえ対応する必要がある。

（ 2 ）長野県における第 13 次労働災害防止推進計画」で規定する、衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施、の 8 項目。

イ 過重労働防止対策関係

県内では過労死は直近 8 年連続で労災認定事案が出ている。

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の有所見者について医師からの意見聴取については、依然として多くの未実施事案が見られ（2022 年の監督指導における違反は 389 件）、そのさらなる徹底が必要である。

安衛法の一般健康診断において脳・心臓疾患につながるリスクのある検査項目のうち、血糖と脂質の有所見率は近年横ばいか減少傾向であるが、血圧の有所見率は増加傾向である。こうした中、40 歳以上に対する特定健康診査を行う医療保険者とも連携し、安衛法に基づく健康診断実施の徹底や医療保険者の行う特定保健指導の実施率の向上を図ることが重要である。

全国健康保険協会（協会けんぽ）長野支部の当該健康診査の結果、血圧値、血糖値又は LDL のいずれかで要治療と判定された者については、同支部による一次受診勧奨通知発送後 3 か月以内においても受診率は 9.50%（2021 年度）にとどまっており、安衛法の一般健診の結果、要保健指導や要医療と判定された労働者等の受診等促進を図る必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律的管理への対応など、多様化している。各事業場で生じる個々の事案に対応するためには事案に応じた専門性が必要であり、特に産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場等において、ニーズに応じた必要な産業保健サービスが提供されるよう確保することが課題と考えられる。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

有害物・危険物等に起因する休業4日以上の死傷者数は、県内で年間十数人から数十人で推移している。また、近年も、全国各地において、印刷業における胆管がん事案、オルト・トルイジンやMOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病が後を絶たない状況である。化学物質による健康障害は、がん等の遅発性で重篤なものがあることを踏まえれば、県内での現在の発生の有無にかかわらず、事業場における化学物質管理を不断に徹底することが必要である。

業種別には、県内において製造業のみならず、建設業、第三次産業においても労働災害が発生している。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、全国的にも、これら化学物質による労働災害全体の8割を占めている。一方で、化学物質リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき措置を講じている県内の事業場割合が、直近で61.9%となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制が段階的に施行されており、これが実効ある形で実施されることが必要である。

過去の石綿使用時等のばく露により多くの労働者が石綿関連疾患を発症しており、2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症により、第13次計画期間中も3名の労働者が死亡している。さらに、全国の騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として年間約300件となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

安全衛生対策については、労働者の命と安全・健康を確保する責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が、他の側面に及ぼすメリット・デメリットにかかわらず、自身の責任を認識し、真摯に取り組むべきものであり、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き継続することが必要である。また、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用を含めた厳正な対応を行っていく。

他方、今なお多くの死亡災害が発生し、法令違反を含め基本的な安全措置が講じられていない事案が多くみられ、労働災害の増加に歯止めのかからない現状にあるほか、労働災害発生事業場の多くは一般的に経営基盤の脆弱な小規模事業場で、各

種の安全衛生対策は規模の小さい事業場ほど低調な状況にとどまっており、また、労働災害発生事業場も小規模事業場が多くを占め、その数は膨大である。

従来からのアプローチによっても、依然としてこうした状況にあることに鑑みれば、死亡災害を撲滅し、労働災害の防止を一層推進するためには、従来からのアプローチに加え、安全衛生対策に取り組むことが事業経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知し、安全衛生対策に積極的な事業者が社会的に評価される環境の整備を行う等、事業者が安全衛生対策に取り組む自発性を生み出すような別途の対応も必要である。

3 計画の重点事項及びその具体的取組

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、次の(1)から(7)までの項目を重点事項とし、重点事項ごとに次の具体的な取組を推進する。

なお、安全衛生対策の決定及び実施に責任を有する事業者の取組事項を特に定め、主としてその徹底又は促進を図るため、長野局等による取組事項を記載する構成を基本とした。その際、実際に作業に従事する労働者は安全衛生対策の実施に深く関係していることから、事業者は労働者の協力を得て行うべきことを明示した。

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 様々な関係者が取り組むこと

- ・誰もが、働く人の命や安全・健康を守ることが重要であることを認識する。
- ・事業者や事業主団体等は、積極的に安全衛生に関する現状と取組状況を外部に発信し、他の事業者や業界の安全衛生対策の機運醸成を図る。
- ・消費者やサービス利用者等は、事業場で行う安全衛生対策及びそのコストの必要性等を理解する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・安全衛生を巡る現状や講じるべき安全衛生対策について、県内の報道機関に対してプレスリリースを行い、広く一般に周知を図る。
- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であることのほか、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・「信州・危険の「見える化」推進運動」や「信州・春の安全衛生教育推進運動」を展開し、また、これまでの運動の進展、DX(デジタル・トランスフォーメーション)

の進展、安全衛生教育の改正など昨今の状況変化を踏まえて必要に応じて運動について見直す。

- ・当安全衛生行政が直接扱う「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」、安全衛生表彰、無災害記録証等のみならず、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」、スポーツ庁の「Sport in Life コンソーシアム」(アワード、スポーツエールカンパニー認証等)、長野県の「職場いきいきアドバンスカンパニー」や健康づくり県民運動「信州 ACE (エース) プロジェクト」(働き盛り世代の「健康づくりチャレンジ大作戦」グランプリ等)、医療保険者の「健康宣言」、全日本トラック協会の G マーク(安全衛生優良事業所)など他機関等の制度の内容や当該制度を導入する事業場についても広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、安全衛生対策の指導・啓発においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。事業主団体等に働きかける等により、業界における自主的な好事例共有の促進を図る。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図り、特に安全衛生水準が継続的に向上していくよう計画の作成、実施、評価及び改善(PDCA)の実施を推進する。
- ・その他、今後本省が実施する施策等(専門家間の連携促進、「人的資本可視化指針」の周知、安全衛生に取り組むことによるメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失の周知 等)も活用しつつ対応する。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者や業界団体が取り組むこと

- ・事業者は、安全衛生対策を一層効果的・効率的なものとするため、長野局や業界団体等の発信する死亡災害事例や労働災害統計など安全衛生情報を活用する。
- ・業界団体は、長野局の発信する情報も参考にしながら、各業態に応じた情報を会員等関係者に配信する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・管内における労働災害事例など各種安全衛生関連情報について、事業場における安全衛生対策の検討・実施に当たって有意義なものとなるよう、情報の整備・発信を積極的に行う。その際、特に死亡災害事例について再発防止対策例も併せて示し、労働災害の調査の進展に応じて発信する情報を更新するよう努める。

ウ 労働安全衛生におけるDXの推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ AIやウェアラブル端末等の新技術に限らず、市販の安価なデジタル技術を含め、内製と外注を効率的に選択・組み合わせ、業態に応じた効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進し、安全衛生に係るDXを進める。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・ 今後本省が作成する資料等を周知するとともに、県内の好事例の収集・周知に努め、ICT技術の活用による効率的・効果的な安全衛生活動や作業の安全化を推進し、安全衛生に係るDXを進める。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 小売業、介護施設など転倒災害の多く発生している業種では、転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、職場におけるハード面及びソフト面の取組を進める。その際、転倒を予防するため、筋力等を維持する運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化も推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者に対し、2024年4月に施行される改正労働安全衛生規則に対応した雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。特に、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 冬季労働災害防止のため、適切な靴選びと凍結防止をはじめ、転倒災害、交通労働災害、除雪作業時の労働災害などの防止措置を講じる。

イ 長野局等が取り組むこと

- ・ 中高年齢女性を中心に男性や若者まで幅広く発生している作業行動に起因する労働災害を防止するため、小売業、介護施設、旅館業、ビルメンテナンス等を中心に幅広い業種に対し、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の展開をはじめ、周知啓発を行う。
- ・ 特に小売業や介護施設等での災害防止については、長野県SAFE協議会を通じて、SAFE協議会構成員の安全衛生水準向上を図るとともに、好事例を収集し、県内の幅広い業者に対して指導啓発を行う。また、各事業者に対してSAFE育成支援、災害発生時の指導等を行うほか、SAFE協議会構成員となる事業者の増加に努める。また、店舗密集型施設(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、施設管

理者等を通じ、それら対策の周知・指導を積極的に行う。

- ・冬季労働災害について更なる分析に基づく効果的な対策等の周知に努める。
- ・指導・周知啓発に当たっては、他の行政機関等と協働し、骨粗しょう症検診等の健康増進事業も周知するほか、今後本省が実施する施策等（研究や災害分析の成果、啓発ツール、理学療法士等による支援、装備や設備の補助制度、認定制度等）も活用する。

（３）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月１６日付け基安発 0316 第１号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた職場環境の改善等の取組を進める。

イ 長野局等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組について周知啓発を行う。
- ・指導・周知啓発に当たっては、今後本省が実施する施策等（「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた施策等）も活用するとともに、他の行政機関と連携しつつ対応する。

（４）多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（令和３年３月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和４年７月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、その習熟した言語の安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。
- ・労働者ではない働く者の安全衛生についても、今後の法令改正等に応じつつ、必要な対策を講じる。
- ・障害者である労働者の安全と健康を確保するため、障害の種類及び程度に応じた安全衛生対策を行う。

イ 長野局等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。
- ・外国人労働者の災害発生事業場等に対し、日本語が堪能でない外国人労働者に対する安全衛生教育について、その外国人労働者の習熟した言語で行うよう指導等する。
- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策について、2023年4月施行の改正省令について指導及び周知を徹底するとともに、今後法令改正等がさらになされた場合は、当該法令等について周知徹底を図る。
- ・高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者の労働安全衛生対策ケースブック」等について周知啓発を行う。

（５）業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者及び荷主等が取り組むこと

- ・事業者及び荷主、配送先、元方事業者等は、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・事業者は、「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、重量物取扱い作業における腰痛予防対策に取り組む。
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を周知徹底し、ドライブレコーダーの導入はもとより、Gマークの取得、安全機器の搭載した車両の配備など効果的な対策を実施する。

（イ）長野局等が取り組むこと

- ・荷役作業については、死亡災害が散見され、休業4日以上死傷者数も多い墜落・転落を重点とし、荷役作業における労働災害防止対策を指導・啓発し、荷役作業における5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故）をはじめとする死亡災害の撲滅及び労働災害の防止を図る。
- ・交通事故については、他行政において推進されている事項を含め、効果的な対策の実施について周知啓発する。
- ・指導・周知啓発に当たっては、今後本省が実施する施策等（墜落・転落防止対策の充実強化、機械等の安全な使用方法、経営上のメリットの周知、重量物取扱い作業等における効果的な腰痛予防対策の実証・選定等）も活用するとともに、他の行政機関と連携しつつ対応する。

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落や車両系建設機械等による災害をはじめ各作業における死亡災害を防止するため、手すりの設置や墜落制止用器具の使用など基本的な安全措置を徹底する。
- ・上記の措置の適切な実施を図るためにも、リスクアセスメントに基づく取組を実施するとともに、その質の向上を図る。
- ・建築物や工作物の解体や改修作業における石綿健康障害防止対策を講じる。
- ・粉じん障害、熱中症及び騒音障害の防止措置を講じる。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・いわゆる三大災害、そのうち墜落・転落災害及び車両系建設機械等災害の防止を重点とし、リスクアセスメントに基づく取組の実施について事業者に対して指導等を行うとともに、基本的な安全措置の徹底をするため労使の安全意識の高揚を図る。また、交通事故や伐木作業における災害等、繰り返される死亡災害の防止を図る。
- ・指導・周知啓発に当たっては、公共工事やビル等新築工事から民間企業発注や個人住宅の改修・解体等小規模工事まで、労働災害の発生している幅広い工事を対象とし、建築工事、土木工事、設備工事等の業態に応じて効果的に災害防止の指導を行う。また、長年災害の減少が見られない設備工事における対策を推進する。
- ・関係行政機関等とも連携し、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づき、適正な請負代金の額、工期等について確保を図ることはもとより、設計段階を含む発注者・設計者と施工者との協働、計画段階での検討、現地調査を踏まえた計画の策定・変更が適切になされるよう推進する。
- ・今後本省が実施する施策等（墜落・転落災害防止対策の充実強化、デジタル技術の活用推進施策等）も活用するとともに、長野県をはじめ、他の行政機関と連携しつつ対応する。また、行政機関に限らず、発注者に対する周知啓発を行う。さらに、建設業労働災害防止協会との緊密な連携はもとより、その他の建設事業主団体等とも連携しつつ、幅広い対象における安全衛生対策を推進する。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・動力機械の災害防止3原則（本質安全化、人との隔離及び非定常作業時等における停止）に基づく措置を徹底・推進する。
- ・上記の措置の適切な実施を図るためにも、機械設備の設計・製造段階を含め、リスクアセスメントに基づく取組を行うとともに、その質の向上を図る。
- ・自動車整備・機械修理作業時の災害、墜落・転落や崩壊・倒壊による災害など、繰り返される死亡災害の防止を図る。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・リスクアセスメントに基づく取組の実施について事業者に対して指導等を行うとともに、機械設備の非定常作業における運転停止等の基本的な安全措置の徹底をするため労使の安全意識の高揚を図り、動力機械災害をはじめ繰り返されている死亡災害の防止を図る。
- ・荷役ガイドラインに基づく対策について、県内各事業場に対して荷役作業担当者の指名等を指導するとともに、特に製造業や小売業等に対しては設備対策の実施、反復定例的に委託する運送業者との協議組織の設置など一層の安全水準向上のための指導を行う。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「緑の雇用」への参加など十分な教育訓練等を実施の上、2019年の改正労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日基発0131第1号改正)、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第4号改正)等に基づき、伐倒時の安全措置(他作業班との連絡調整や立木高さの2倍半径外退避、かかり木放置の排除、偏心木・広葉樹等の裂け上がり防止等)や振動障害防止対策、車両系機械等乗車時・斜面歩行時・樹上作業時の墜落・転落防止、機械集材作業時の飛来・激突等による危険防止、緊急時における連絡体制・手段の整備等の安全衛生対策を実施する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・長野局作成「伐木作業における労働災害防止チェックリスト」も活用しながら、死亡災害発生状況等に応じた個々の安全衛生対策の指導啓発を行うほか、「緑の雇用」への参加など十分な教育訓等の実施を促進する。
- ・関係行政機関や労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議への参加、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進する。
- ・発注機関と連携し、労働災害情報や関係ガイドライン等の受注者に周知する。また、つる絡みや枯損木などの危険な作業要因の排除に要する費用計上や無理な作業工程を避けるための工期設定と適期の発注への理解の促進を図るなど、安全衛生手順の遵守に不可欠な経費の計上や適切な工期の設定等を推進するとともに、計画的な森林整備による安全な作業環境の維持を図る。

オ その他の業種対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・各事業場の業務・作業の内容に応じ、屋根からの墜落、フォークリフト等による様々な労働災害の防止対策を講じる。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・県域又は地区の事業主団体や個別事業場等に対する指導等により、飲食店、旅館業、索道業、農業、ビルメンテナンス業、鋳業等における安全衛生対策を引き続き推進する。
- ・幅広い業種において、屋根等からの墜落による死亡災害を防止するため、手すり等の設置が困難な場合の墜落制止用器具（安全带）の使用、スレート上に設置する歩み板、はしごの転位防止措置等について周知徹底を図るとともに、各事業場において必要な器具の準備や取扱い周知が図られている確認し、必要な指導を行う。
- ・幅広い業種において、フォークリフト使用に係る特別教育の実施や就業制限（技能講習修了者）の周知徹底を図る。
- ・幅広い業種において、特別教育未実施の労働者にチェーンソーによる伐木等業務を行わせる違法行為を排除するため、当該法令規定の周知徹底を図る。
- ・交通事故の防止について引き続き周知啓発を行う。

(6) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を踏まえ、ストレスチェック結果等を踏まえた職場環境等の改善をはじめ、職場におけるメンタルヘルス対策を実施する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・特に取組が遅れている小規模事業場を中心に、「こころの耳」の相談窓口の周知等、何らかのメンタルヘルス対策を実施するよう指導・啓発を行うとともに、引き続き、各事業場において積極的なメンタルヘルス対策が講じられるよう指導・啓発を行う。
- ・無料相談窓口などのコンテンツを有する働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」、各種無料サービスを提供する産業保健総合支援センター・地域産業保健センターを周知する。
- ・4(1)により健康経営認定制度や「職場いきいきアドバンスカンパニー」を周知するほか、今後本省が作成する資料も活用しながら、メンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）について中小事業者を含め周知啓発し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業者は、長時間労働の抑制、労働時間の客観的な把握、安衛法に基づく健康診断及びその結果に基づく措置（医師からの意見聴取を含む）はもとより、年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）による労働時間等の設定改善を行うとともに、長時間働いた労働者に対して医師による面接指導、保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談対応等を行う。
- ・事業者は、医療保険者からの依頼に基づき安衛法の一般健康診断データを提供すること等により、労働者の特定健康診査の実施を確保する。健康診断の結果、保健指導や治療が必要な労働者に対して、受診勧奨するとともに、受診しやすい職場環境を整備する。
- ・労働者は、健康診断の結果、保健指導や治療が必要と判定されたときは、積極的に受診する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき2021年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組等を進める。
- ・安衛法に基づく健康診断の実施及びその有所見者に係る医師又は歯科医師からの意見聴取の実施について周知徹底を図る。
- ・医療保険者と連携し、労使に対して周知啓発を行い、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の実施率の向上を図るとともに、一般健診等の結果、保健指導や医療を必要とすると判定された者のそれらの受診率の向上を図る。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。このため、特に中小事業主等の産業保健スタッフの体制が十分でない事業場は、長野産業保健支援センター、「こころの耳」、医療保険者等でどのような産業保健サービスが提供されているか知る。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・長野産業保健総合支援センター・各地域産業保健センターや本省ポータルサイト「こころの耳」等について周知を図る。

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(T H P 指針) に基づく労働者の健康保持増進の取組を促進するため、「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」を周知する。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂がなされた場合には、適時に周知する。
- ・指導・周知啓発に当たっては、今後本省が実施する施策等（「産業保健のあり方に関する検討会」の検討結果に基づく措置、健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットに関する情報、コラボヘルス推進のための費用の支援等）も活用するとともに、他の行政機関と連携しつつ対応する。

(7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質の取扱事業者は、化学物質管理者等への必要な講習受講や外部専門家の活用等により化学物質管理に必要な体制を整備し、法令上の義務か否かにかかわらず、危険有害物質について S D S 等の入手を行い、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく危険及び健康障害の防止措置を自律的かつ適切に実施する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・製造業や建設業等で主として化学物質を扱う業種にかかわらず、化学物質による健康障害等防止対策が自律的かつ適切に行われるよう、専門家の相談窓口も周知しつつ、県内各事業場に対して積極的に指導を行う。
- ・指導・周知啓発に当たっては、今後本省が実施する施策等（業種別・作業別のマニュアル作成、業種別の特徴を捉えた中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会等）も活用する。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・吹付け石綿等が使われた年代の建築物等の所有者・事業者等は、そこで働く労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の含有状況を把握し、必要な除去等を順次実施する。
- ・所有する工業製品等における石綿の含有状況を把握し、適切に石綿ばく露防止対策を講じ、廃棄等の処理を行う。

- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第 10 次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、事前調査結果等報告の実績がない事業者や石綿がないとの報告が多いような事業者等について、店社や現場への立入りを強化し、重点的な指導を実施する。加えて、石綿含有成形品の切断等の原則禁止について履行確保を図り、引き続き、吹付け石綿の除去等リスクの高い現場における適切な措置の実施を確保するため、計画届の審査・指導等を実施する。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）が、適正な事前調査や石綿暴露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮を行うよう、法令に基づく発注者の配慮義務について周知等を行う。
- ・過去の建築物や工業製品等の材料に使用された石綿へのばく露を防止するため、関係事業者に対して周知啓発等を行う。
- ・第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。また、ずい道等建設労働者健康情報管理システムへの登録勧奨を行う。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、暑熱作業は暑熱順化の上で行わせるとともに、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討・選定する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・労働者の熱中症による死亡災害等を撲滅するため、建設業や警備業の事業者に対し、体調不良時の申出徹底、必要時の迅速な救急搬送はもとより、暑さ指数の把握に基づく総合的な熱中症予防対策の実施を指導等する。その際、長野局リーフレット「作業員の熱中症予防への御協力のお願い」も活用しつつ、熱中症予防対策への協力について発注者の理解醸成を図る。さらに、製造業、商業、ビルメンテナンス業など幅広い業種の事業者に対し、水分塩分のこまめな摂取、体調不良時の申出徹底、必要時の迅速な救急搬送等について労働者教育を含め徹底するよう指導・啓発を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、建設業、鉱業、林業、製造業等の事業者に対し、指導・啓発を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・改正電離放射線障害防止規則に基づき医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) 長野局等が取り組むこと

- ・関係行政機関とも連携しながら、関係事業者に対して指導・啓発を行う。その際、医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援するため、本省支援事業を周知する。

図1 労働災害による死亡者数の年次推移(全産業計、建設業、製造業)

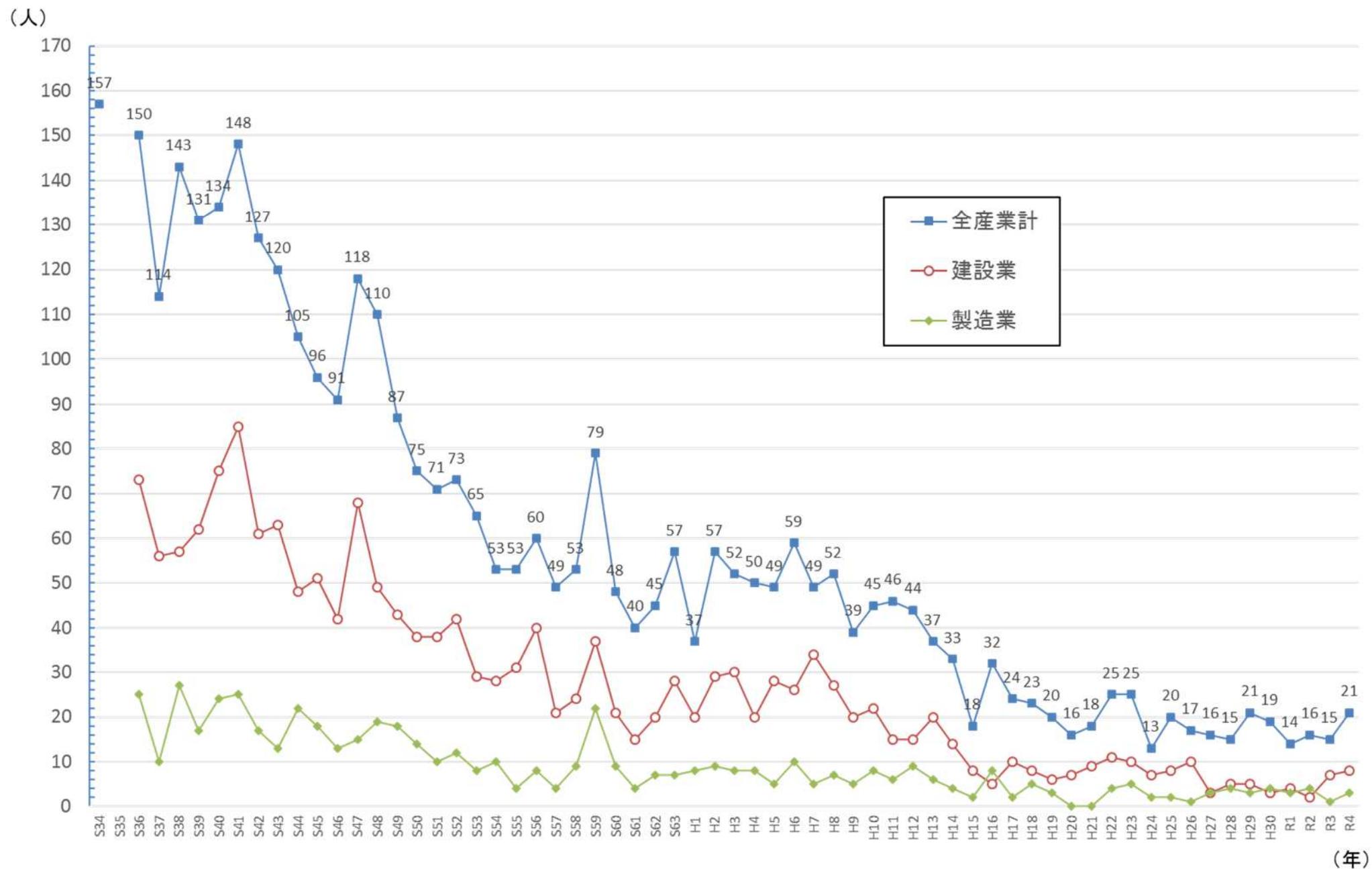


図2

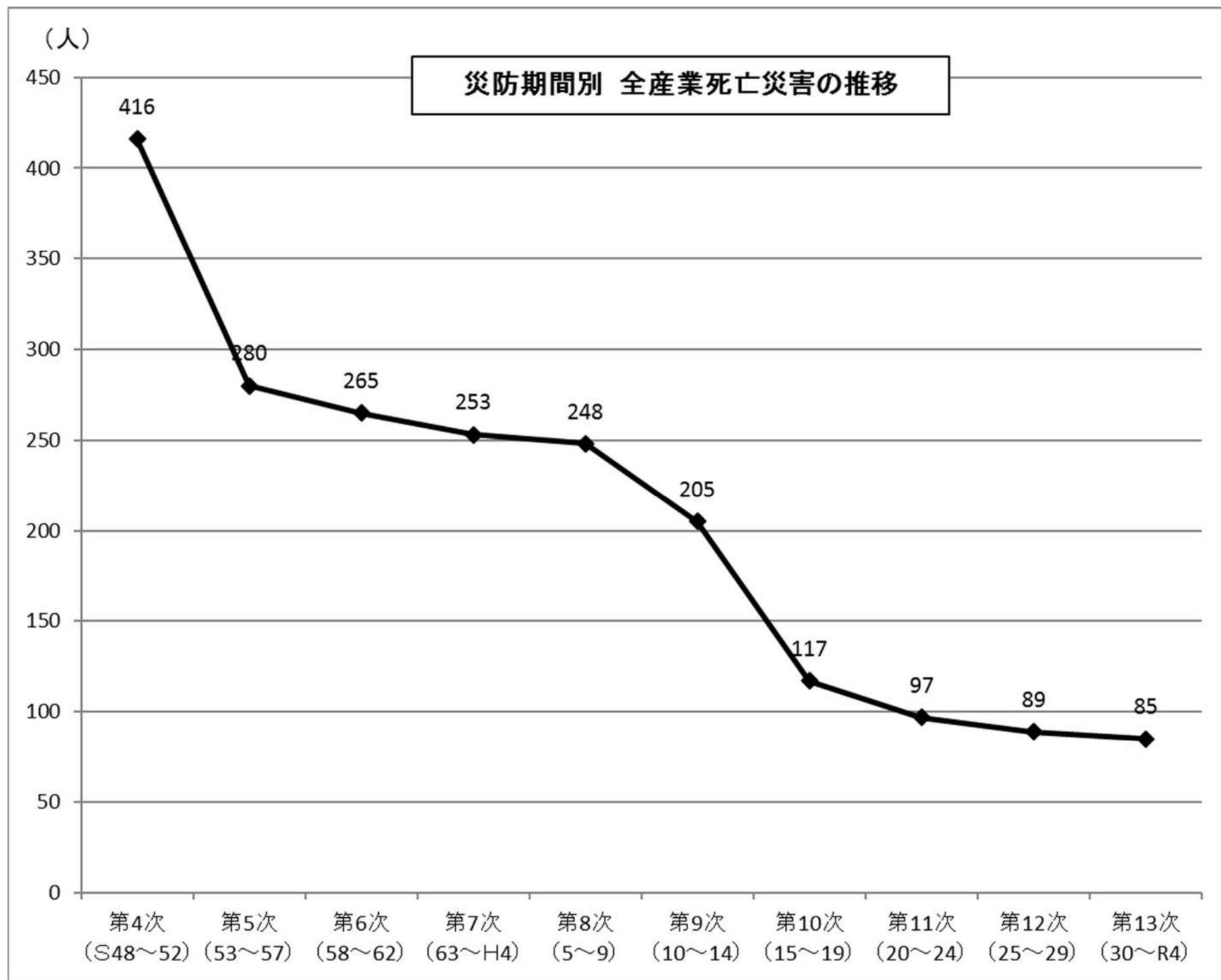
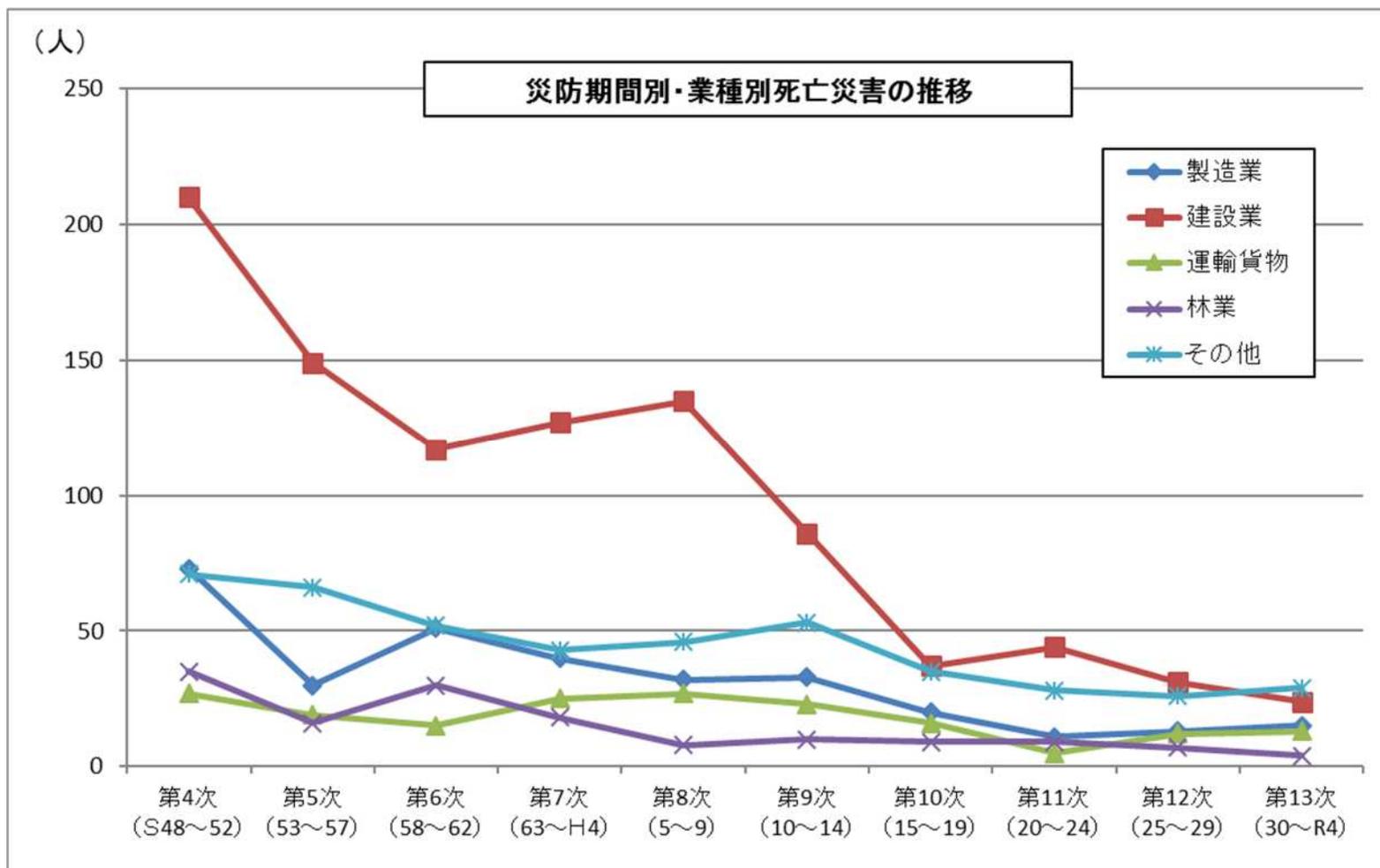


図3・表1



防災期間	第4次 (S48 ~ 52)	第5次 (53 ~ 57)	第6次 (58 ~ 62)	第7次 (63 ~ H4)	第8次 (5 ~ 9)	第9次 (10 ~ 14)	第10次 (15 ~ 19)	第11次 (20 ~ 24)	第12次 (25 ~ 29)	第13次 (30 ~ R4)
全産業	416	280	265	253	248	205	117	97	89	85
製造業	73	30	51	40	32	33	20	11	13	15
建設業	210	149	117	127	135	86	37	44	31	24
運輸貨物	27	19	15	25	27	23	16	5	12	13
林業	35	16	30	18	8	10	9	9	7	4
その他	71	66	52	43	43	53	35	28	26	29

図4 労働災害による休業4日以上の死傷者数の年次推移(全産業計)

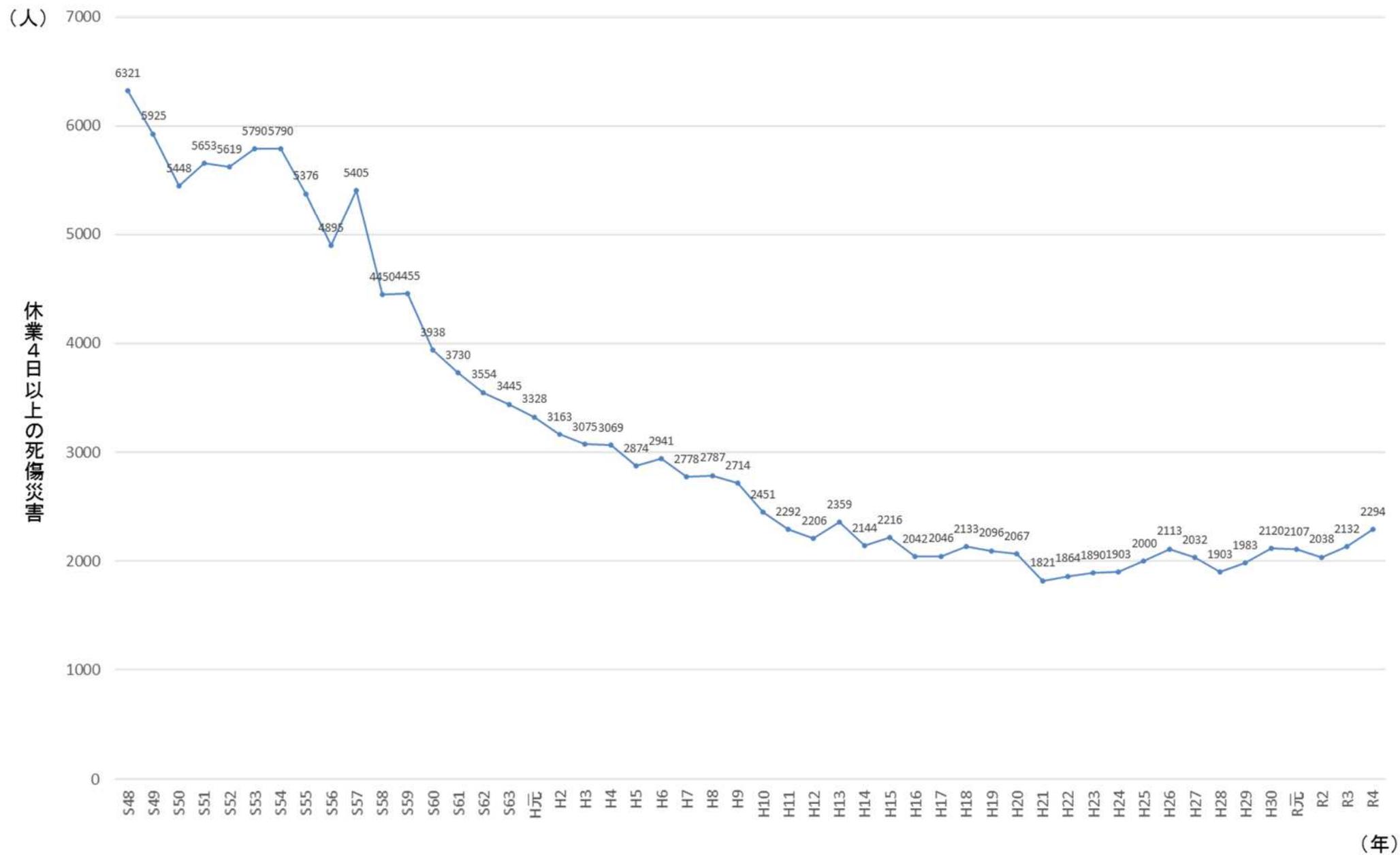


図5 労働災害の「事故の型」別発生状況の変遷

事故の型別 労働災害発生状況の推移(主なもの、死亡又は休業4日以上、長野県)

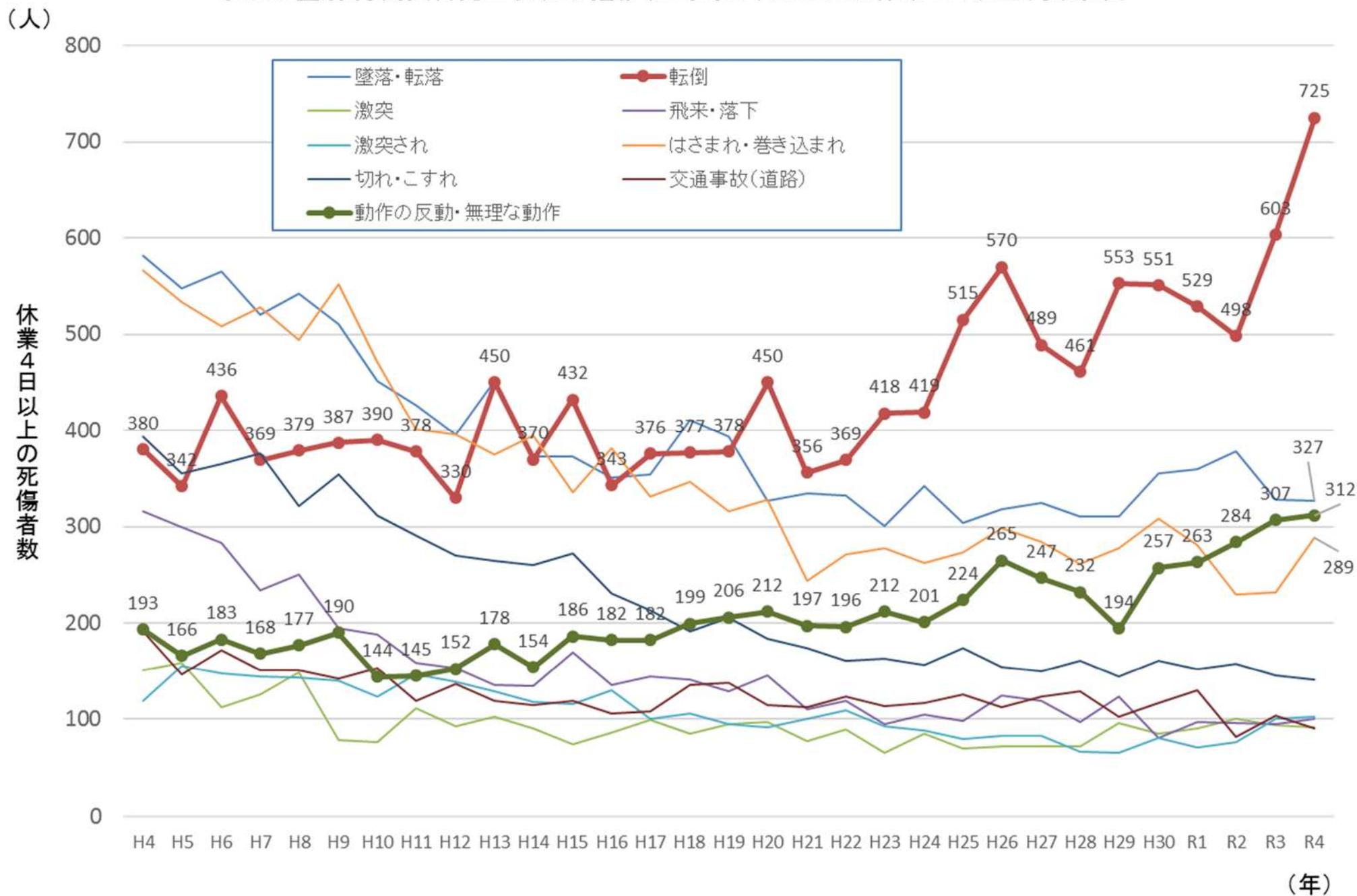


図6 業種別 労働災害発生状況の年次推移(中分類業種 主なもの)

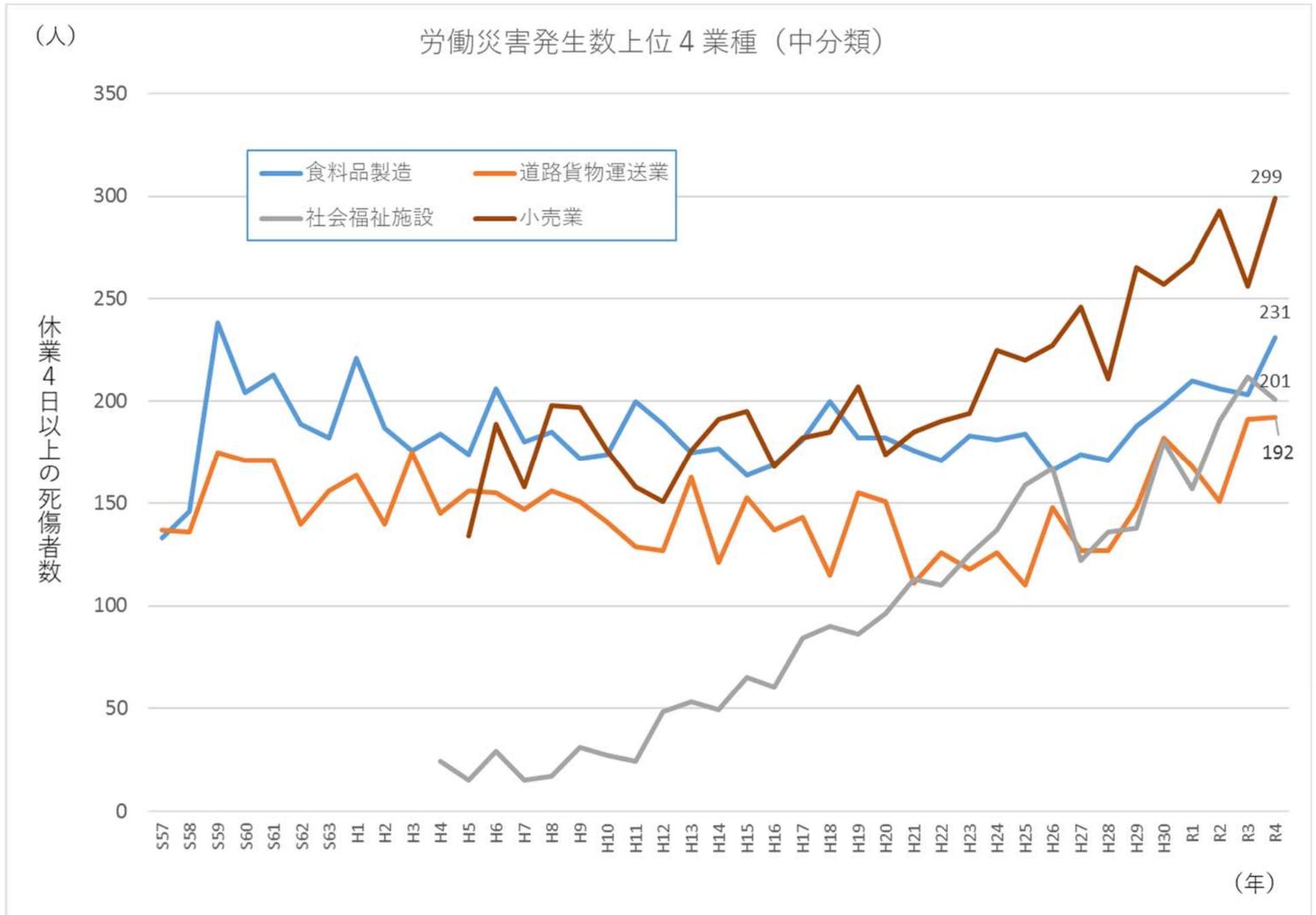


図7 60代以上等の労働災害発生状況の推移

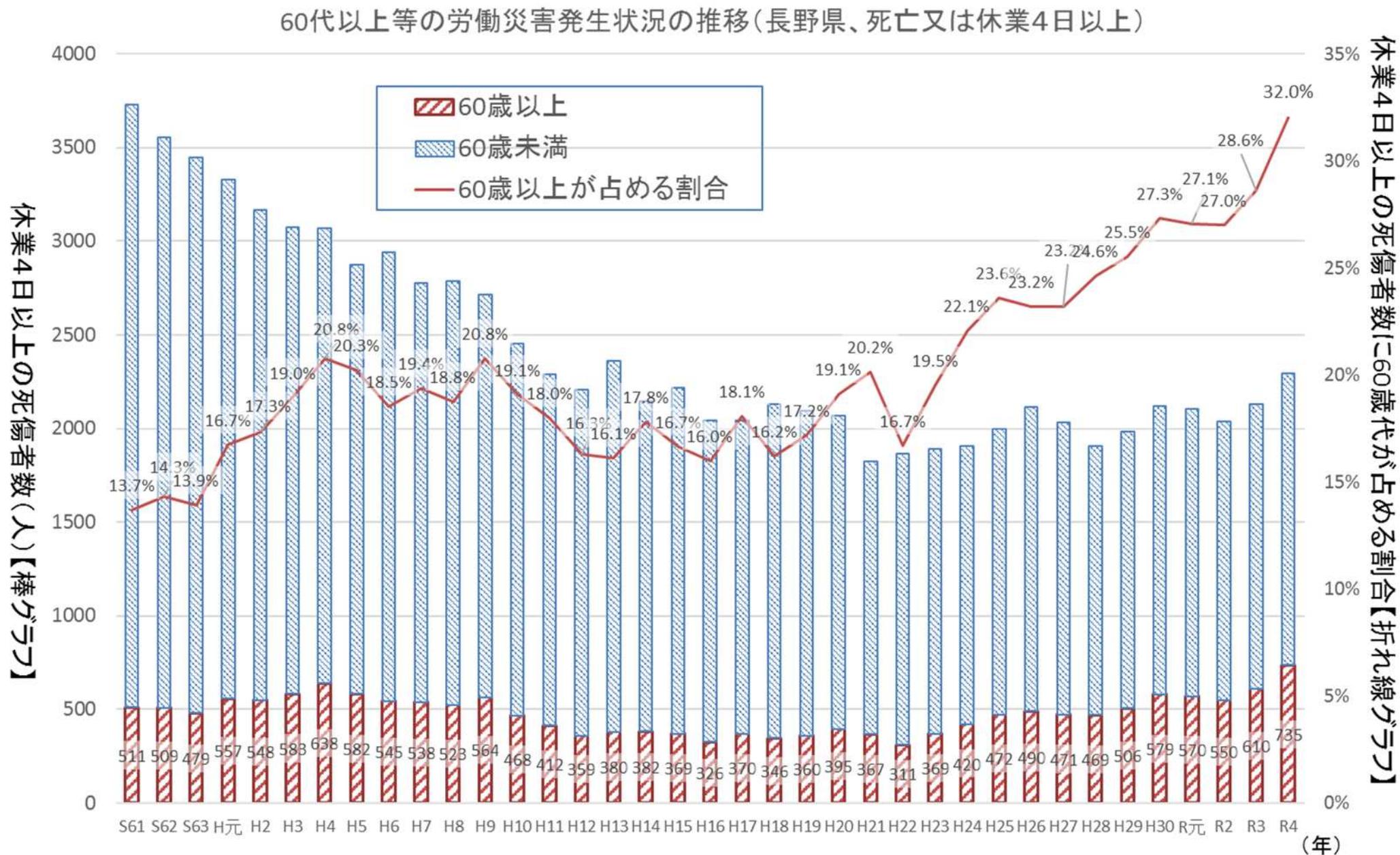
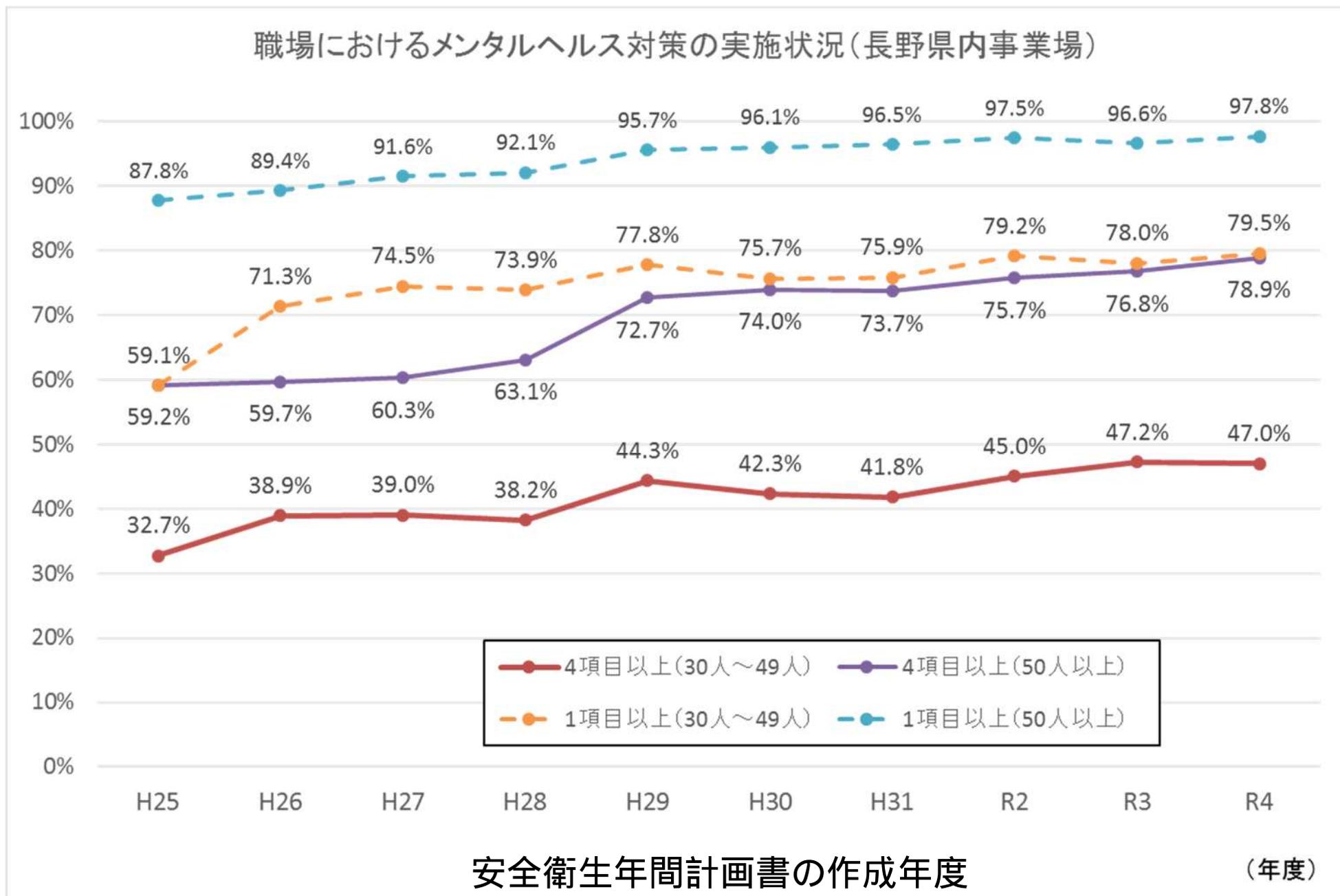


図8

メンタルヘルス取組事業場割合



アウトプット指標	アウトカム指標
<p>1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点業種^注において転倒災害防止対策を行っている事業場割合を2027年までに30%以上増加させる。 注 小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業 冬季特有の転倒災害防止対策を行っている事業場割合を2027年までに10%以上増加させる。 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している施設数を2021年と比較して2027年までに50施設以上増加させる。【現行217施設】 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率を14次防期間中の増加に歯止めをかける。 転倒による平均休業見込日数を35日以下とする。【現行35.8日】 冬季特有の労働災害の発生状況【参考指標：年により降雪量は変動が大きい】 増加が見込まれる社会福祉施設における14次防期間の死傷者数を13次防期間と比較して140人以内の増加に抑える。
<p>2 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業場におけるエイジフレンドリーガイドラインの認知度を向上させる【定性的指標】 事業場におけるエイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策の取組状況について向上させる【定性的指標】 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を14次防期間中の増加に歯止めをかける。
<p>3 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに10%以上向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに10%以上減少させる。

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>4 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸運事業者による「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組状況【定性的指標】 ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷役作業担当者の指名及び運送業者との協議組織の設置を行っている製造業の事業場の割合を2027年までにそれぞれ10%以上増加させる。 ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、運送発注担当者等への改善基準の概要の周知、荷役作業依頼の場合の事前通知、着時刻の弾力的設定、を行っている事業場の割合を2027年までにそれぞれ10%以上増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画・設計段階でのリスクアセスメントに基づく取組の実施事業場の割合を2027年までに10%以上増加させる ・リスクアセスメント導入済の建設業の事業場の割合を2027年までに5%以上増加させる【現行79.3%（労働者数30人以上事業場の場合）】 ・リスクアセスメントに基づく取組の水準【定性的指標】 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害の撲滅を目指し、14次防期間の建設業の死亡者数を13次防期間と比較して15%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・動力機械による災害防止3原則の徹底・推進状況について向上させる【定性的指標】 ・リスクアセスメント導入済の製造業の事業場の割合を2027年までに10%以上増加させる【現行63.8%】 ・リスクアセスメントに基づく取組の水準を向上させる【定性的指標】 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害の撲滅を目指し、製造業における動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーによる伐木作業時における裂け上りを防止するための措置（偏心樹や広葉樹等に対するロープ巻付け又は追いづる切り）を講じている林業の事業場割合を2027年までに30%以上増加させる。 ・上記のほか、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の実施状況について向上させる【定性的指標】 ・「緑の雇用」等十分な訓練機会の確保状況について向上させる【定性的指標】 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の死亡者数を0人とする。

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>5 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の実施数を増加させる（労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況に関連する指標として設定） ・健康診断結果により要保健指導や要医療と判定された労働者に対して、受診勧奨を行っている事業場数を増加させる。 ・メンタルヘルス対策に取り組む50人未満の事業場^{注1}の割合を2027年までに10%以上増加させる【現行79.5%】 ・メンタルヘルス対策に積極的に取り組む50人以上の事業場^{注2}の割合を2027年までに5%以上増加させる【現行78.9%】 ・長野産業保健総合支援センター・地域産業保健支援センターを知っている小規模事業場の割合を90%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の受診率を向上させる。 ・健康診断の結果、要医療と判定された労働者の受診率を向上させる。 ・勤務問題に関する悩みが相談できていると感じる人の割合を増加させる。 <p>（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながることを期待。</p>
<p>6 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質リスクアセスメント導入済事業場の割合を2027年までに20%以上増加させる。【現行61.9%】 ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している建設業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険物、有害物等」に起因する災害のうち化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。 ・死亡災害の撲滅を目指し、増加が見込まれる熱中症による休業4日以上死傷者数の増加数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する
- ・死傷災害については、2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する

（注1,2）注1については以下の～のうち1項目以上、注2は以下の～のうち4項目以上に取り組む事業場を指す。

衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施